別紙２

規則等の案と定めた規則等の差異について

１　規則の案の題名

　　静岡市契約規則の一部改正について（案）

２　意見公募手続を実施した期間

令和５年８月14日（月）から令和５年９月13日（水）まで

３　定めた規則等の題名

　　静岡市契約規則の一部を改正する規則（令和５年静岡市規則第58号）

４　規則等の公布等年月日

　　令和５年９月28日

５　規則等の案と定めた規則等の差異

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 既に公表した規則等の案の内容 | 現に定めた規則等の内容 | 理由 |
| １ | 現在の契約締結において、第31条第１項に「落札者及び競落者は、落札または競落の通知を受けたときは、その日から７日以内(普通財産の売払いにあっては、15日以内)に記名押印した契約書を市に提出しなければならない」としているが、「記名押印」の次に、「又は電子署名」を追加することで、電子署名を可能とする。 | 第31条第１項中「提出し」の次に「、又は契約内容を記録した電磁的記録に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第２条第１項の電子署名をいう。以下同じ。）をし」を加え、同条第２項中「とき」の次に「又は契約内容を記録した電磁的記録に電子署名をしないとき」を加え、第33条第１項中「契約書」の次に「（契約内容を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）」を加えることで、電子署名を可能とする。 | 案の内容では定義が不十分なため。 |